

新潟市教育委員会職員適格性審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 教育委員会における適格性を欠く職員等への対応措置に関する要綱第4条に基づき、勤務実績不良又はその職に必要な適格性を欠く場合に該当するか否かを適正に審査するため、新潟市教育委員会職員適格性審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱における職員とは、教育委員会の一般職の職員（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第2条に規定する職員を除く。）をいう。

(組織)

第3条 審査会の委員は、新潟市教育委員会職員の分限及び懲戒に関する審査会設置要綱第3条各号に掲げる者とするが、必要に応じて、学識経験者、弁護士等のうちから選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員長には対象職員の所属の所管でない教育次長を、副委員長には審議案件附議ごとにその都度、委員長が任命する委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会の会議は委員長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。

(本人及び関係者の会議の出席)

第6条 審査会は事件の審議に際し、必要があるときは、本人又は関係者の会議への出席を求め、その弁明又はその意見を聴くことができる。

(出席制限)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは4親等内の親族に関する事件にかかる審査会の会議には出席することができない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育総務課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、学校・幼稚園に勤務する職員に関する審議案件の場合は、学校人事課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。